

議案第七十四号

指定管理者の指定について

右の議案を提出する。

平成三十年九月十一日

提出者 港区長 武井雅昭

指定管理者の指定について

左記のとおり公の施設の管理を行わせる者を指定する。

記

一 公の施設の名称

港区営住宅シテイハイツ白金

港区営住宅シテイハイツ港南

港区営住宅シテイハイツ六本木

港区営住宅シテイハイツ一ツ木

港区営住宅シテイハイツ芝浦

港区営住宅シテイハイツ第2芝浦

港区営住宅シテイハイツ桂坂

港区営住宅シテイハイツ車町

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

株式会社東急コミュニティー

東京都世田谷区用賀四丁目十番一号

三 指定の期間

平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで

(説明)

区営住宅の指定管理者を指定する必要があるため、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第六項の規定に基づき、本案を提出いたします。